

公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構

平成31年度ものづくり販路開拓事業費補助金**— 公 募 要 領 —**

展示商談会に出展する浜松市内の中小企業者等に対して経費の一部を助成します！

コーディネーターによるハンズ・オン・サポートも受けることができます！

1. 補助金制度の目的

当補助金制度は、国内外（県内を除く）で開催される各種展示商談会への出展に対して、出展に要する経費の一部を助成することにより、浜松市において製造業や情報サービス業を営む中小企業者等の自社製品・技術の新たな販路開拓を支援します。

また、展示商談会への出展を通じて、浜松地域の高い技術力と産業集積を国内外に発信することにより、「ものづくりのまち 浜松」の存在感を高め、浜松地域におけるビジネスチャンスを創出することを目的としています。

2. 補助対象者

次の(1)(2)のいずれかに該当する者で、市税を滞納していない者、反社会的勢力に関わる企業でない者とする。

(1) 浜松市内に主たる事業所を有し、製造業（研究開発型の、いわゆるファブレス企業も対象に含まれる）、情報通信業のうちものづくり製品に関する情報サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業）を営む中小企業者

※中小企業者とは、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者

※製造業、情報通信業のうち情報サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業）とは、日本標準産業分類に基づく

※製造業のうち食料品、飲料製造業等は対象外とする

(2) (1)に該当する者を1者以上含み、研究開発を目的に2者以上の者で組織された共同体

※(2)は企業や大学等により組織され、(1)に該当する者が共同体の中心作業（補助事業の全体管理や会計処理、補助金交付に係る手続き等）を担うこと。

・採択企業者には、出展に際し「浜松ものづくりパンフレット」等を配架・配布していただき、「ものづくりのまち 浜松」をPRしていただきます。また、展示商談会会期中に交換した名刺の写しを報告書とともに提出していただきます。（提出していただいた情報は、法令に定める場合を除き第三者に提供することはありません）

3. 補助対象事業

平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、国内（県内を除く）及び国外において開催される展示商談会に、自社で製造する製品・自社で保有する技術を出展するために行う事業。

・他の団体等から助成を受ける場合は、補助対象外となります。

・補助金対象期間内の展示商談会であれば、申請受付期間から遡って補助対象となります。

ただし、展示会出展料等の経費を前年度（30年度（31年3月末まで））に支払い済の場合は補助対象外の経費となります。

4. 申請条件

(1) 補助回数

・3ヶ年度まで連続して本補助金の交付を受けることが可能です。3ヶ年度連続出展した後の4年目は補助対象外となります。

※平成30年度までの募集枠（一般枠・特定枠）は廃止します。

(2) その他

- ・国内・国外どちらか1件のみの申請とし、申請後の国内・国外の変更は不可とします。
- ・平成28年度～平成30年度浜松市新産業創出事業費補助金の採択企業については、平成30年度までの当該補助金の採択状況に関係なく、当該補助金の交付を受けることができます。但し、展示会への展示品は、「浜松市新産業創出事業費補助金」にて研究開発した成果物を出展することが条件となります。
- ・平成28年度～平成30年度に浜松市が主催した海外見本市ブースへの出展を行った企業については、平成30年度までの当該補助金の採択状況に関係なく、当該補助金の交付を受けることができます。

【補助金対象出展サイクル】

パターン	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①	—	○	○	○
②	○	○	○	×
③	○	○	—	○

5. 補助対象経費

項目	内容
①出展料	展示商談会への出展に伴い、ブース（小間）を借り上げる経費
②展示装飾費	照明、看板等、小間を装飾する経費及び備品リース料
③通信運搬費	ダイレクトメールの発送経費、製品、什器等の搬出・搬入に伴う送料及び梱包経費、車両による搬出・搬入に伴う有料道路通行料・駐車代金、通関に要する通関手数料及び運送料、倉庫保管料等 ※関税・ガソリン代は除く
④各種工事費・使用料	展示製品（機器）の実演等のために必要となる電気・水道・ガス・インターネット回線等の工事費及び使用料
⑤広告宣伝費	展示商談会への出展に伴い、取引先に発送するチラシ・ポストカード等の作成経費 ※ノベルティは除く
⑥交通費及び宿泊費	会場までの往復の交通費及び宿泊を要する場合はその経費 ※ガソリン代は除く
⑦人件費	展示商談会への出展に伴い、臨時に雇用する通訳やスタッフ等の経費

※すべての補助対象経費について「支払い内容を確認できる書類（請求書など）」及び「支払ったことが確認できる書類（領収書・振込控など）」を必ず報告書と共に提出ください。書類がない場合、補助対象経費とならないためご注意ください。また、消費税は対象外となるため、交通費等も含めすべて税抜き金額で申請してください。

※平成31年3月31日までに支払い済みの経費は補助対象外となります。

※支払いに係る振込手数料についても補助対象外となります。

※外国語表記のパンフ作成等にかかる翻訳料は、用途の確認が困難であるため対象外とします。

※展示品にかかる保険料は、自社負担が基本であるため対象外とします。

※広告宣伝費については、企業概要パンフレットやポスターの作成にかかる経費は補助対象外となります。展示会場にて配布・配架する商品・技術紹介用の印刷物、取引先に発送する案内チラシ・ポストカード等の作成経費は補助対象となりますが、出展する展示商談会に要する分に限りです。

※海外の展示会に出展する場合の外貨の支払いの円換算については、当該通貨使用の際の両替レートを適用する等合理的な方法により計算してください。また、どのレートを適用したか分かるようにして下さい。

6. 補助金額

- ・補助対象経費（税抜）総額の2分の1以内とします。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てとなります。
- ・1者あたりの補助限度額は以下のとおりです。

出展方法	展示商談会の開催場所	補助限度額
ア：単独出展	国内	200千円
	国外	500千円
イ：2者以上での隣接出展	国内	300千円
	国外	750千円

7. 申請手続き等の概要

(1) 申請受付先

公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構

(2) 受付期間

- ・平成31年4月15日（月）～令和元年5月31日（金）17時まで ※必着
- ・受付時間は月曜から金曜日の午前9時から午後5時まで ※祝日は除く
- ・**予算を上回る応募が見込まれる場合、上記期間内でも申請の受付を終了することがあります。**
※令和元年7～8月頃に2次募集を実施する場合がございます。ただし、今回の募集状況により、補助交付総額が予算枠に達した場合は実施いたしません。

(3) 提出書類

下記①～⑦の書類を揃え、受付先へ持込み、または郵送で1部提出してください。

- ①申請書（様式第1号）
- ②申請企業概要書・展示商談会出展計画書（様式第2号）
- ③収支予算書（様式第3号）
- ④暴力団排除に関する誓約書（様式第4号）
- ⑤納税証明書の写し（法人市民税）
- ⑥市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し
- ⑦出展する展示商談会の概要書（リーフレット、出展案内）
- ⑧会社の概要がわかるパンフレット 等

※「イ：2者以上での隣接出展」に関する申請の場合は、事業者ごとに上記①～⑧を提出してください。

※応募書類は当財団HPからダウンロードできます。

(4) 採択の決定

申請後、申請書類を交付要綱に基づき審査し、予算の範囲内にて決定します。

(5) 通知

採択または不採択の決定は、申請者あてに書面で通知します。採択となった方には、別途「公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構 ものづくり販路開拓事業費補助金交付要綱」をお渡ししますので、当該要綱に基づき事業を遂行してください。

8. その他

交付採択された中小企業者が、補助金申請した展示商談会の出展審査に落ちた場合は、機構に相談の上、別の展示商談会に出展する場合も補助対象とします。ただし、公募要領の各条件にのっとった展示商談会への出展となります。なお、申請書類は内容を変更の上、再度提出していただきます。

【 申請受付・お問い合わせ先（事務局） 】

公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構
事業推進部 マーケティンググループ

〒432-8036 浜松市中区東伊場二丁目7番1号 浜松商工会議所会館8階

TEL : 053-489-8111 FAX : 053-450-2100

HP : <https://www.hai.or.jp/> E-mail : hanro@hai.or.jp